

岐阜県感染症情報センター情報提供運用要領

第1条 目的

岐阜県感染症情報センター（以下、「情報センター」という。）が収集・分析した感染症に関する情報を、情報センターから直接電子メールを利用して迅速・的確に提供し、感染症のまん延防止に資することを目的とする。

第2条 情報

提供する情報は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県感染症発生動向調査事業実施要領（以下、「県要領」という。）に基づき情報センターが収集・分析した情報
- (2) 感染症に関して情報センターが周知すべきと判断した情報

第3条 情報提供の対象

情報提供の対象は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関
 - ア 県関係
 - 健康福祉部本庁各課、各保健所・センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所、岐阜地域福祉事務所
 - 各県事務所（福祉課）
 - 環境生活部私学振興・青少年課
 - 教育委員会体育健康課、各教育事務所
 - 総務部職員厚生課
 - イ 市町村関係
 - 保健衛生担当課、教育委員会
 - ウ 岐阜市保健所、岐阜市衛生試験所
- (2) 医療関係団体
 - 県医師会（各地域医師会）、県薬剤師会、県看護協会
- (3) 県内医療関係機関
 - ア 県要領に定める患者定点
 - イ 患者定点以外で情報提供を希望する医療関係機関（医療機関、臨床検査機関等）
- (4) 上記（2）及び（3）以外で情報提供を希望する機関等（福祉施設、企業等）

第4条 情報提供リストの登録と抹消

- (1) 情報センターは、前条（1）イ、（2）、（3）及び（4）に示す提供先の電子メールアドレス等の情報について、リストを作成して管理するものとする。

- (2) リストの登録は、情報提供リスト登録票（別記様式）を情報センターに提出することにより行う。
- (3) 情報センターは、リストを厳重に管理し、本要領の目的以外には使用しないものとする。
- (4) 情報センターは、次の場合、リストから登録内容を削除することができる。
 - ア 登録者が申し出た場合
 - イ 登録者が事業を廃止した場合
 - ウ 登録者の所在が確認できない場合
 - エ その他情報センターが必要と認めた場合

第5条 情報提供の方法

- (1) 情報提供は、電子メールにより行う。
- (2) 電子メールによりがたい機関に対してのみ **FAX** または郵送により提供する。

附 則

この要領は平成26年7月23日から施行する。

この要領の一部改正は平成28年4月1日から施行する。

(別記様式)

情報提供リスト登録票

提出日		平成 年 月 日
記入担当者	所属 (課、係等)	
	氏名	
	連絡先電話番号	

登録する情報

機関名称	
所在地	〒
電話番号	
情報提供先 電子メールアドレス (複数登録可)	

電子メールによりがたい場合のみ、次のどちらかの方法を選択し、送付先を記入してください。

方法 (どちらかに○)	送付先
・ 郵送	〒
・ FAX	FAX 番号

【提出先】岐阜県保健環境研究所

FAX (058-371-5016) または電子メール (c22614@pref.gifu.lg.jp)